

京都市告示第 216 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 12 日付けで認可した西京極堤下町町内会について、代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 7 月 16 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
平井 祥夫	福永 貴之

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区西京極堤下町 18 番地の 6 2	京都市右京区西京極堤下町 20 番地の 1 2 7

(文化市民局地域自治推進室)